

自己点検事項

◇ 特殊疾患病棟入院料1 (A309)

(1) 当該病棟(一般病棟)に専任の医師が常勤している。 (適 ・ 否)

(2) 当該病棟の入院患者数の概ね8割以上が脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者である。 (適 ・ 否)

※ 脊髄損傷等の重度障害者は、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。

※ 重度の意識障害者は、次に掲げるものをいい、病因が脳卒中の後遺症であっても含まれる。

ア 意識障害レベルがJCSでⅡ-3(又は30)以上又はGCSで8点以下の状態が2週間以上持続している患者

イ 無動症の患者(閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等)

(3) 看護配置等について、次のいずれも満たしている。 (適 ・ 否)

ア 当該病棟における1日に看護を行う看護要員の数は、常時、入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上である。

イ 当該病棟における日勤時間帯以外の看護要員の数は、アの規定にかかわらず、2以上であり、そのうち1以上は看護職員である。

ウ 当該病棟における看護要員の最小必要数の5割以上が看護職員である。

エ 当該病棟における看護職員の最小必要数の2割以上が看護師である。

※ なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、1日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに1に相当する数以下であること。

(4) 当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で、16㎡以上である。 (適 ・ 否)

※ 当該病棟内にある治療室、機能訓練室、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等の面積を算入しても差し支えない。

点検に必要な書類等

・ 入院患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者等が占める割合の算出根拠となる書類

点検に必要な書類等

・ 様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌

点検に必要な書類等

・ 当該病棟の配置図・平面図(面積が分かるもの)

医療機関コード

保険医療機関名